の下に一気に集約することができる」「生まれてから死ぬまでのその人に関する情報は、この番号を検索すればすべて引き出せる」このシステムを使って、「国民を管理・監視しようとしているとしか考えられません」。このように政府の真の狙いを明らかにしました。

さらに「コンピュータがネットワークで結びつけられ、大量の情報が瞬時に伝達できるような社会」にあって、個人情報を集中し情報漏洩の必然性にある住基ネットは「国民のプライバシーを侵害するような制度」であり、どうしても納得がいかないと断じました。

最後に「もう一度、憲法の保障するプライバシー権の意味をよく考え、住基ネットのスタートに不安を感じている人が実に多数に及んでいるかを訴え」陳述を終えました。

異例ではありますが、傍聴席からは、それぞれの陳述人に、静かですが気持のこもった拍手が送られました。

本格審理から逃げようとする被告側

ところで提訴からすでに二ヶ月以上経ているにもかかわらず、被告側は「請求の棄却を求める」だけの答弁書しか出してきませんでした。原告の訴状に即した認否はもちろんのこと、求釈明すら出していません。

もはや私たち原告側との論争から逃げ回っているとしか思えません。

カンパのお願い

郵便振替口座番号　〇一七四〇ー六ー一〇二五七一
口座名　住基ネット差し止め裁判を進める会・九州

みなさん！　裁判は始まったばかりです。さらにさらに支援をお願いします。次回第二回口頭弁論は、五月三十日（金）午前十時から、同じく福岡地裁三〇一号法廷でおこないます。当会共同代表の荒牧勢津夫・福岡平和ゼミナール主幹をはじめ原告の意見陳述を予定しています。多くのみなさんの傍聴をお願いします。

（三月二十一日）

住基ネット訴訟初弁論

国側争う姿勢

福岡地裁

福岡県内の学者や市民計14人が国や県などを相手取り、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の運用差し止めと一人22万円の損害賠償などを求めた訴訟の第1回口頭弁論が14日、福岡地裁（木村元昭裁判長）であった。国側は、請求の棄却を求める答弁書を陳述した。

一方、原告の石村善治・福岡大名誉教授（憲法）は「住基ネットにより、監視社会が再び来ることが懸念される。個人が尊重され、表現・思想の自由を保障された社会を守るため訴訟を起こした」と意見陳述した。

訴状によると、国民に11ケタの番号を振り、地方自治体などが保有している個人情報を全国一元に管理することは、憲法が保障する人格権の侵害に当たり、個人情報を流出の危険性の高い状態に置くことはプライバシー侵害にあたると主張。県などが国に個人情報を提供するのをやめるよう求めている。【毎島則】

3月14日付　毎日新聞・夕刊

3月15日付　赤旗

福岡地裁　住基ネット訴訟　第1回口頭弁論

監視社会許さぬ

福岡県内の学者や市民十四人が国や県などに住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）運用の差し止めを求めた訴訟の第一回口頭弁論が十四日、福岡地裁で開かれ、原告側が意見陳述しました。

国側は請求の棄却を求めました。

意見陳述で、原告の石村善治・福岡大学名誉教授は「思想・言論の自由を根底からおびやかす「監視社会」の到来を意味する住基ネットの稼働に歯止めをかけねばならないと思い訴訟を決意した」とのべました。

原告代理人が、各行政機関に散らばっていた個人情報を住基ネットの住民票コードのもとに集約することで、国などは学歴や成績、収入、医療機関の診療・投薬内容など生涯にわたって個人情報を蓄積管理し、自由自在に利用することができると指摘し、住基ネットは憲法が保障するプライバシー権を侵すと主張しました。

住基ネット情報交換会を行います

5月15日（木）18:30～
会場未定（当会へお問い合わせください）

住基ネットをめぐるニュースや各地・各人の取り組み、考えていることなどを述べながら、今後の取り組みなどをみなで考えたいと思います。どなたでもかまいません、どうぞご参加ください。